

吉田町汚水処理ビジョン

令和2年度

目次

1.	吉田町汚水処理事業の概要について.....	1
1.1	汚水処理ビジョンの概要.....	1
1.2	汚水処理施設の整備手法について.....	3
1.3	吉田町汚水処理事業の現状について.....	7
1.4	吉田町汚水処理事業の課題.....	11
2.	汚水処理ビジョンの策定.....	12
2.1	検討方針.....	12
2.2	検討手順.....	14
2.3	汚水処理ビジョンの検討結果.....	15

※ 本文中の「*」の付いている用語は、「参考資料 資料2」に解説を記載している。

1. 吉田町汚水処理事業の概要について

1.1 汚水処理ビジョンの概要

1.1.1 汚水処理ビジョン策定の目的

吉田町は静岡県のほぼ中央に位置し、かつて東海道の難所として知られた大井川の右岸河口部を占め、南部に駿河湾を望み、西に牧之原市、北に島田市、東には大井川を挟んで焼津市に接しており、東西 6.5km、南北 6.9km、行政区域面積 2,073ha の町である。

本町の公共下水道事業は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などを図ることを目的とし、さらに、昭和 60 年度に町が実施した「まちづくりに関する住民意識調査」にて、町民の公共下水道に対する要望が非常に高く、これにこたえるため、平成 2 年 1 月に吉田町公共下水道として事業認可を取得し整備に着手した。その後、平成 7 年 3 月に終末処理場*である吉田浄化センターが完成し、供用を開始した。供用開始以降、整備の進捗に合わせた供用が順次開始されており、令和元年度末時点の供用区域は 281.73ha（全体計画区域 920.0ha に対する面積整備率 30.6%）に達している。

一方で、現行の汚水処理施設整備構想（アクションプラン）では、令和 8 年度末の公共下水道全体計画区域の整備率は 37.3%であり、整備概成*の目途が立っていない状況である。

そこで、現行の汚水処理施設整備処理構想を見直し、短期的（令和 8 年度まで）な実効性の高い未普及解消を目的とした整備計画＝「汚水処理ビジョン」を策定する。

表 1-1 公共下水道整備進捗状況（令和元年度末時点）

項目		数値	項目		数値
①行政区域内人口	人	29,559	⑦行政面積	ha	2,073.0
②全体計画人口	人	28,900	⑧全体計画面積	ha	920.0
③整備区域内人口	人	11,379	⑨整備済み面積	ha	281.7
④水洗化人口	人	8,105	⑩整備進捗率：⑨÷⑧	%	30.6
⑤計画人口普及率 ③÷②	%	39.4			
⑥水洗化率 ④÷③	%	71.2			

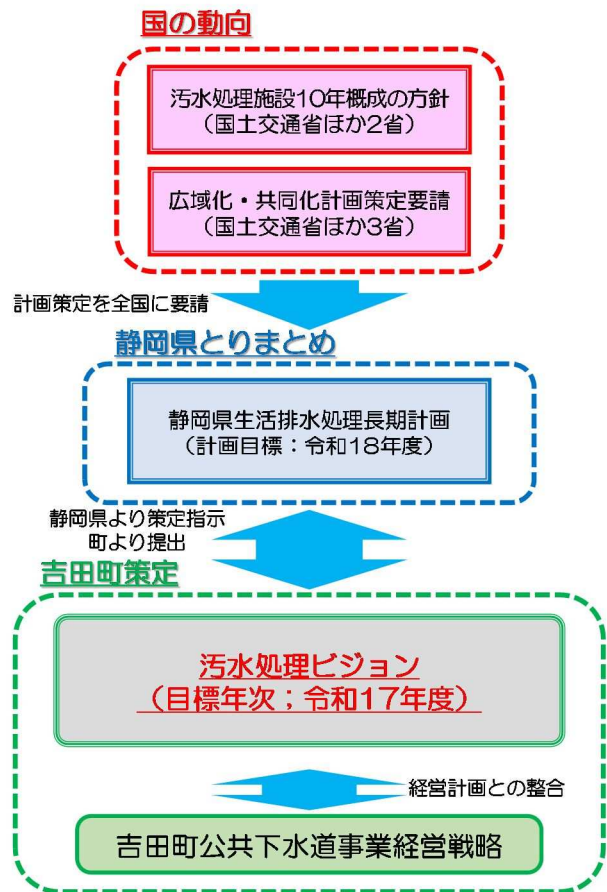
1.1.2 汚水処理ビジョンの位置付け

汚水処理ビジョンは、国から計画策定を要請されている「汚水処理施設10年概成の方針」、「広域化・共同化計画」の内容を踏まえて策定するものであり、また、県内各市町村で策定された汚水処理施設整備構想は、静岡県生活排水処理長期計画*に上位計画として取りまとめられる。

汚水処理ビジョンで策定した整備計画は、今後の下水道事業の投資・財源計画をまとめた経営計画である「公共下水道事業経営戦略」と整合を図っている。

汚水処理ビジョンの位置付けを「国・静岡県・吉田町」で策定する計画の関連性から整理したものを図 1-1 に示す。

図 1-1 汚水処理ビジョンの位置付け



1.2 汚水処理施設の整備手法について

1.2.1 概要

汚水処理施設の整備手法は、集合処理と個別処理に分けられ、それぞれ主な整備手法として、集合処理は公共下水道、コミュニティプラント*等、個別処理は合併処理浄化槽（以下、合併浄化槽）がある。集合処理と個別処理の主な違いは以下のとおりである。

★集合処理

家庭や事業所から発生する汚水*を污水管きょ*で集めて、管きょの最下流に位置する集合処理施設*で一括して汚水を処理（浄化）して放流する仕組み。

★個別処理

家庭や事業所に合併浄化槽を設置して、合併浄化槽で個別に汚水を浄化して道路側溝や水路などに放流する仕組み。

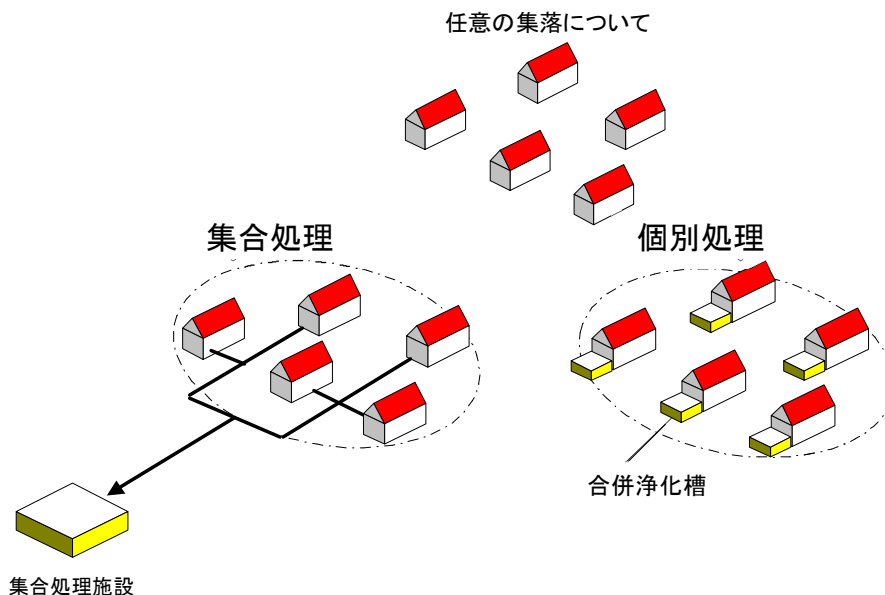


図 1-2 汚水処理施設の整備手法

汚水処理施設の整備手法の選定にあたっては、地域の有する特性、経済比較（集合処理と個別処理の総費用で比較）等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定する。その上で、都道府県と市町村で連携し作成する都道府県構想*に基づき、各市町村が適切に事業を実施している。

本町においても、経済比較を基本として、吉田町汚水処理施設整備構想（アクションプラン）を平成28年3月に策定している。

1.2.2 経済比較とは

集合処理と個別処理の区域の設定は、基本的に経済比較により判定を行っている。経済比較とは、各世帯の汚水処理について、集合処理と個別処理の1年当りに必要となる費用を比較するものであり、安価となる整備方法を採用している。

【1年あたりに必要となる費用】

★集合処理

- 建設費 . . . 処理施設、污水管きよなどの建設費を耐用年数*で除した金額
- 維持管理費 . . . 処理施設、污水管きよの維持管理に要する年間費用

★個別処理

- 建設費 . . . 合併浄化槽設置費を耐用年数で除した金額
- 維持管理費 . . . 合併浄化槽の維持管理に要する年間費用

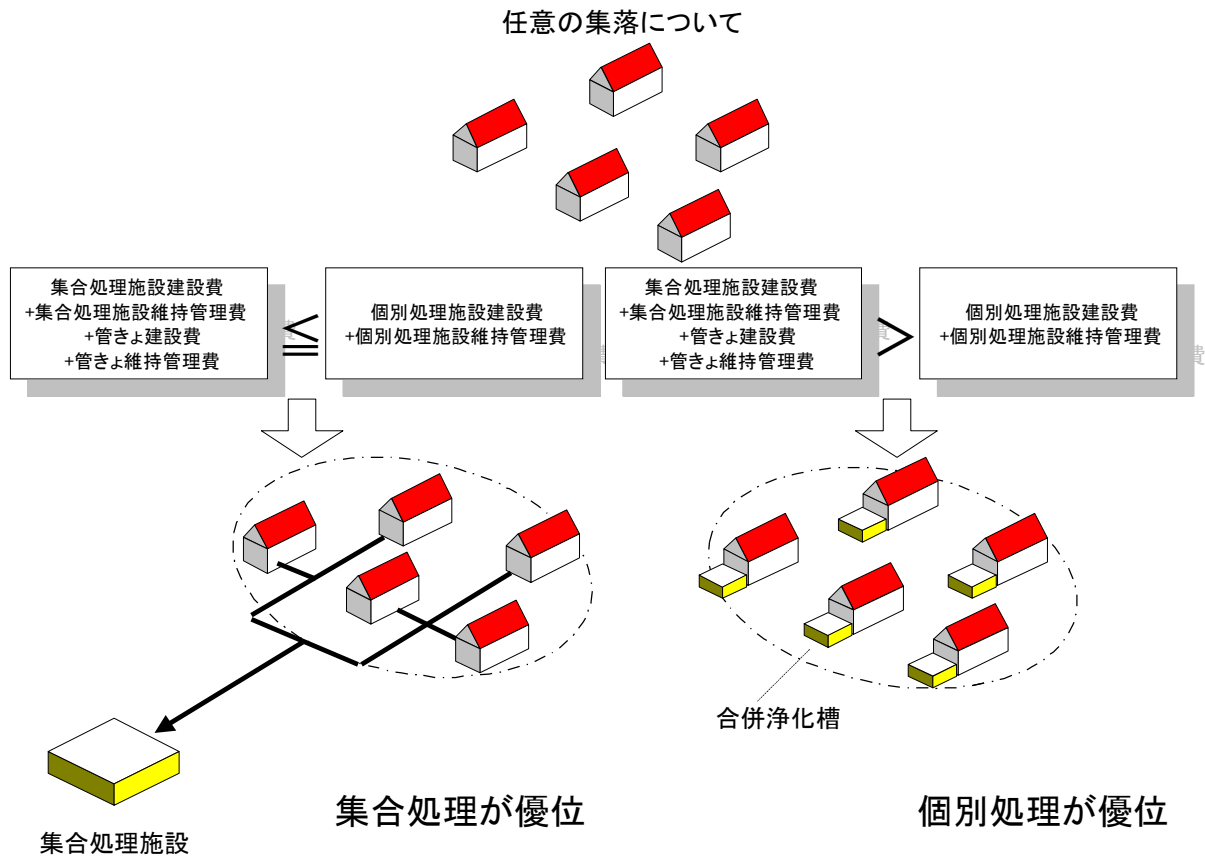


図 1-3 経済比較のイメージ

上記の費用比較を家庭・事業所を含んだ集落（以下、ブロック）別に実施し、集合処理と個別処理の区域を設定し、污水処理事業を進めている。

1.2.3 汚水処理事業と事業実施主体

区域単位で決定した整備手法（集合処理・個別処理）について、どの汚水処理施設整備事業を適用するかについては、各事業の採択基準などを勘案して、適用可能で最適な事業を選定している。本町の汚水処理事業は、下表に示す各事業の特性を踏まえて決定している。

現時点の本町における汚水処理施設整備構想図（アクションプラン整備計画図（以下 AP 計画図という。））は、次ページのとおりである。

【本町で採用している汚水処理事業と実施主体】

- ★**集合処理** …… 公共下水道事業 実施主体：地方公共団体（吉田町）
- ★**個別処理** …… 個人設置型浄化槽事業 実施主体：個人（町民、事業所）

表 1-2 主な汚水処理事業の採用基準（上表）と本町採用事業の特性（下表）

		都市域 (都市計画区域)	自然公園地区 山間地区など	農業振興 地域	漁港の 背後集落	備考
集合 処理	下水道	◎ (本町採用)				
	公共下水道					対象人口 1,000~10,000人
	特定環境保全公共下水道		○	○	○	対象人口 1,000人程度
	農業集落排水事業			○		対象人口 100~5,000人
	漁業集落排水事業				○	対象人口 101~30,000人
	コミュニティプラント	○	○	○	○	
個別 処理	浄化槽市町村整備推進事業	○	○	○	○	20戸/年 以上の整備
	個人設置型浄化槽	◎ (本町採用)	○	○	○	

	目的	設置・維持管理 主体	根拠法	対象地域	備考
公共下水道	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し合わせて公共用水域の保全に資する。	地方公共団体	下水道法	主として市街地	
個人設置型浄化槽	下水道未整備地域における生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。	個人	浄化槽法	下水道法 予定処理区 以外の地域	

出典：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成 26 年 1 月より作成

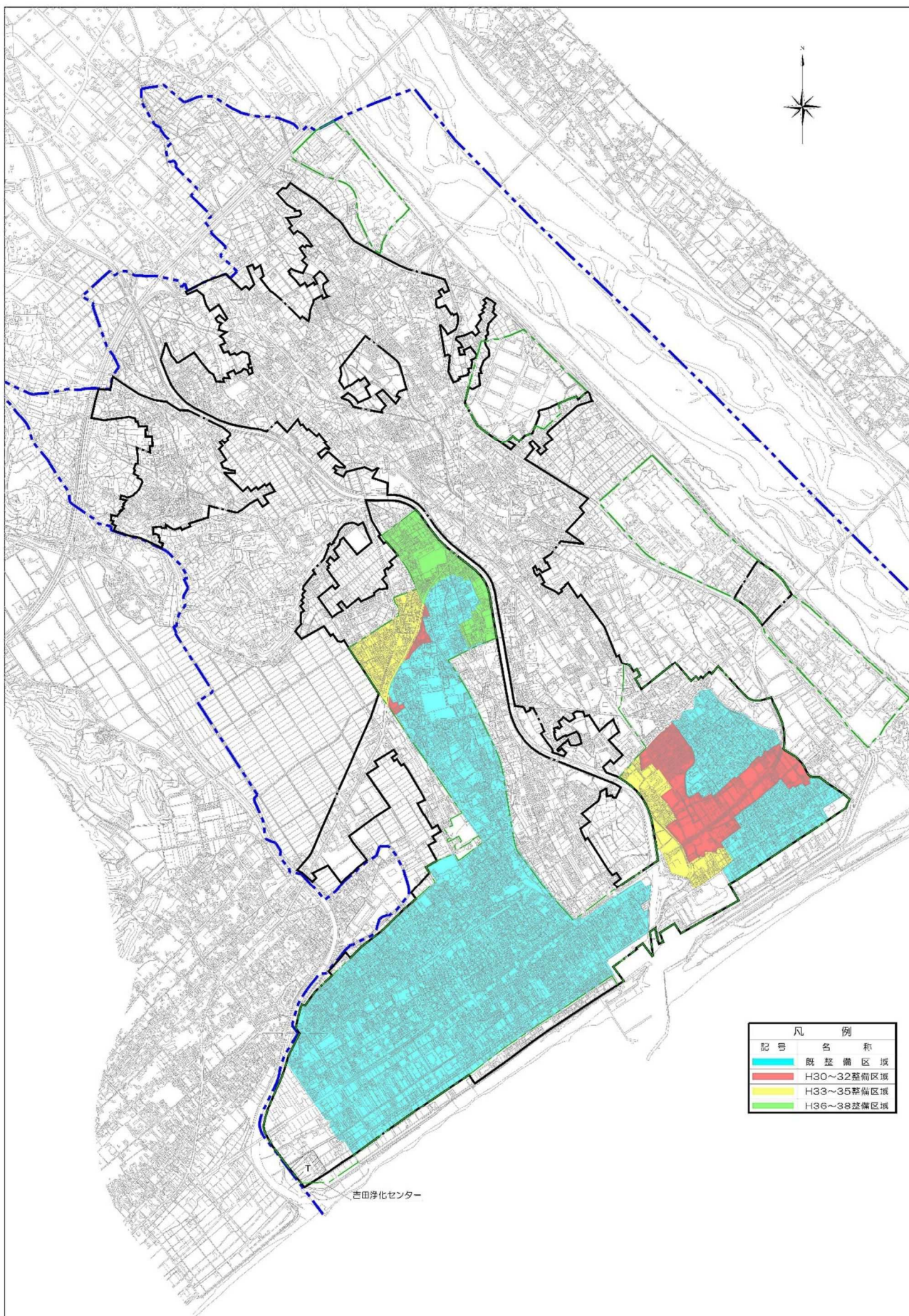


図 1-4 污水处理施設整備構想図（AP 計画図）（平成 28 年 3 月）

1.3 吉田町汚水処理事業の現状について

1.3.1 公共下水道事業

(1) 事業の概要

本町の公共下水道事業は、平成2年1月に吉田町公共下水道として事業認可を取得し、公共下水道の整備に着手した。その後、平成7年3月に終末処理場である吉田浄化センターが完成し、供用を開始した。さらに、経営状況等の実態をより詳細に把握できる企業会計方式*を今年度より導入し、独立採算制*の原則に則り、更なる効率的・効果的な事業執行に取り組むこととなった。

供用開始以降、整備の進捗に合わせた供用が順次開始されており、令和元年度末時点の供用区域は281.73ha（全体計画区域920.0haに対する面積整備率30.6%）に達している。供用を開始した地区における生活環境や自然環境、公共用水域*の水質改善・維持の効果は大きいものの、供用区域が限定的であるため、その効果発現もまだ町内全域に及んでいないとは言い難い状況にある。さらに、現行の汚水処理施設整備構想（アクションプラン）では、令和8年度末の公共下水道全体計画区域の整備率は37.3%であり、整備概成の目途が立っていない状況である。

表 1-3 公共下水道整備進捗状況（令和元年度末時点）（再掲）

項目		数値	項目		数値
①行政区域内人口	人	29,559	⑦行政面積	ha	2,073.0
②全体計画人口	人	28,900	⑧全体計画面積	ha	920.0
③整備区域内人口	人	11,379	⑨整備済み面積	ha	281.7
④水洗化人口	人	8,105	⑩整備進捗率：⑨÷⑧	%	30.6
⑤計画人口普及率 ③÷②	%	39.4			
⑥水洗化率 ④÷③	%	71.2			

(2) 下水道使用料

下水道の使用が可能になると、水道水の使用水量をもとに算定する排除汚水量に応じて「下水道使用料」を徴収している。下水道使用料は、各家庭や事業所などから排水される汚水を浄化し、海に放流するために必要となる下水道施設の維持管理費などの財源となっている。平成30年度における全国平均・静岡県内市町の下水道使用料は、以下のとおりである。なお、本町では下水道供用開始以降に、下水道使用料の見直しを行っていない。

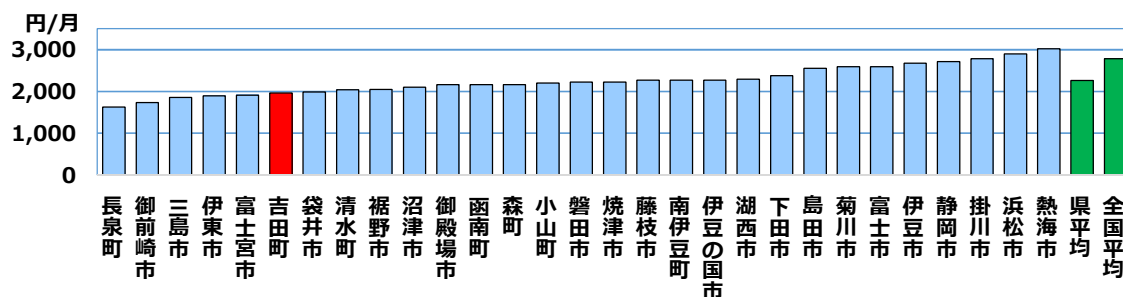


図 1-5 下水道使用料比較(一般的家庭用 20m³ (円/月)) (税込み額) (平成30年度)

1.3.2 個人設置型浄化槽

(1) 単独浄化槽と合併浄化槽の違い

浄化槽には、単独浄化槽と合併浄化槽があり、その違いは以下のとおりである。

★**単独浄化槽**・・・便所排水のみを処理する浄化槽のこと

★**合併浄化槽**・・・便所排水に加えて生活排水全てを処理する浄化槽のこと

単独浄化槽では生活排水（炊事、洗濯、風呂など）を未処理で排水するため、河川・海域等の水質汚濁の原因となっている。そのため、水環境を守ることを目的として、平成12年の浄化槽法*改正により、単独浄化槽の新設は原則として禁止され、すでに設置されている単独浄化槽の使用者は合併浄化槽への転換等に努めるものとされた。そのため、汚水処理施設整備人口普及率には、単独浄化槽の処理人口は含まれていない。

(2) 浄化槽設置費補助金交付

個人設置型浄化槽の設置・維持管理主体は、個人であるが、多くの市町村では、国庫助成制度を活用して、合併浄化槽の設置への助成制度を設けている。本町においても、「吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱」を定めている。

【浄化槽設置費補助金交付要綱の概要（対象となる条件、補助額等）】

★**概要** : 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置しようとする者に対し補助金を交付する。

★**対象地域** : ア) 公共下水道事業計画区域以外の地域
イ) 公共下水道事業計画区域のうち、公共下水道未整備区域

★**対象者** : 住宅を建築し、若しくは購入し、又は既に所有する者であつて、浄化槽を設置しようとする者
既設の単独浄化槽又は汲み取り*便所を浄化槽に設置替えしようとする者

★**補助限度額** : 下表のとおり。なお、1家庭1基とする。

	ア) の地域	イ) の地域
5人槽	332,000円	177,000円
7人槽	414,000円	220,000円
10人槽	548,000円	292,000円

(3) 衛生センター

単独・合併浄化槽の運転により発生する浄化槽汚泥*は、各家庭で清掃・引き抜きを行い、し尿*処理施設へ運搬し処理を行っている。吉田町と牧之原市（旧榛原町地区）の浄化槽汚泥およびし尿（汲み取り）処理は、吉田町に位置する衛生センターで行っており、吉田町牧之原市広域施設組合*で運営されている。

そのため、衛生センターの建設費および維持管理運営費は、吉田町および牧之原市で発生した浄化槽汚泥とし尿の重量で配分し、その費用を一般会計*で負担している。

(4) 維持管理費用について

個人設置型浄化槽の建設・維持管理の実施主体は個人であり、日常の維持管理に係る費用は、浄化槽汚泥処理費を除き、個人負担となる。主な、維持管理項目は以下のとおりである。

【浄化槽の維持管理項目】

- ★保守点検 : 浄化槽の処理機能の確認、機器の調整・整備などの定期的な点検
- ★引き抜き清掃 : 汚水処理により発生する浄化槽汚泥を引き抜き排出すること
- ★法定検査 : 浄化槽の処理機能が正常かどうか実施する検査。検査には、新規設置使用開始後 3～5 か月以内に実施する検査（7 条検査）と、年に 1 回定期的に実施しなければならない検査（11 条検査）がある。

本町および静岡県内中部地区市町の法定検査実施率は以下のとおりである。

表 1-4 静岡県内中部地区市町の法定検査受検状況（令和元年度）

市町	7条検査			11条検査								
	合併浄化槽			浄化槽全体(合併+単独)			合併浄化槽			単独浄化槽		
	新規 基数	受検 基数	受検率	総設置 基数	受検 基数	受検率	合併 基数	受検 基数	受検率	単独 基数	受検 基数	受検率
静岡市	396	302	76.3%	48,459	6,480	13.4%	17,018	5,739	33.7%	31,441	741	2.4%
島田市	478	494	103.3%	30,279	7,311	24.1%	10,669	6,909	64.8%	19,610	402	2.0%
焼津市	691	639	92.5%	39,633	8,569	21.6%	14,725	8,194	55.6%	24,908	375	1.5%
藤枝市	529	504	95.3%	33,934	7,265	21.4%	11,116	6,937	62.4%	22,818	328	1.4%
牧之原市	184	200	108.7%	15,727	4,016	25.5%	4,928	3,254	66.0%	10,799	762	7.1%
吉田町	105	91	86.7%	7,227	1,693	23.4%	2,615	1,573	60.2%	4,612	120	2.6%
川根本町	18	19	105.6%	3,198	548	17.1%	1,692	460	27.2%	1,506	88	5.8%
小計	2,401	2,249	93.7%	178,457	35,882	20.1%	62,763	33,066	52.7%	115,694	2,816	2.4%
静岡県合計	7,256	6,508	89.7%	507,419	107,308	21.1%	175,373	97,061	55.3%	332,046	10,247	3.1%

出典：（一般財団法人）静岡県生活科学検査センター

1.3.3 汚水処理施設整備人口普及状況

本町における汚水処理施設整備人口の普及状況（平成30年度）は以下のとおりである。汚水処理施設整備人口普及率（公共下水道＋合併浄化槽）は76.6%となっている。未普及人口のほとんどが単独浄化槽人口であり、汚水処理施設整備率の向上のためには、公共下水道整備拡大に加え、単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進が必要となる。

項目	人口	割合
吉田町行政人口	29,703	100.0%
汚水処理人口	22,753	76.6%
公共下水道人口	11,166	37.6%
合併浄化槽整備人口	11,587	39.0%
汚水処理未普及人口	6,950	23.4%
汲み取り人口	970	3.3%
単独浄化槽整備人口	5,980	20.1%

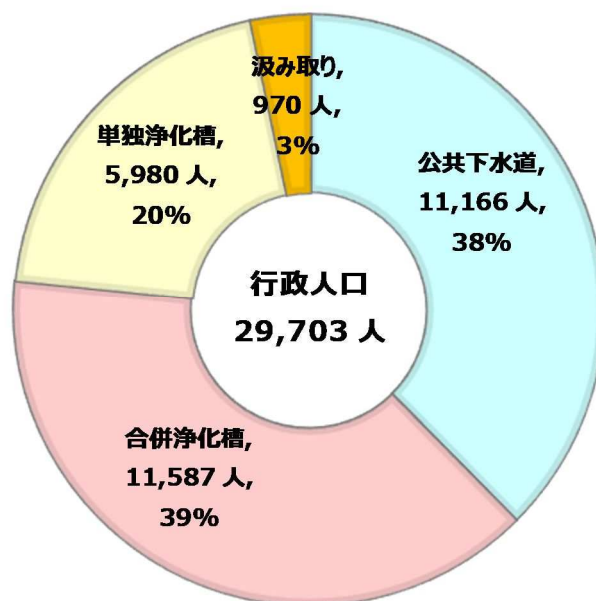


図 1-6 吉田町汚水処理施設整備人口普及状況（平成30年度末時点）

1.4 吉田町汚水処理事業の課題

近年の汚水処理事業を取り巻く環境（外部環境・内部環境）から、本町の汚水処理事業が抱える課題を整理すると以下のとおりである。

【汚水処理事業を取り巻く環境】

★外部環境（市場ニーズ、社会経済動向など）

- 近年の人口減少・高齢化社会・経済停滞傾向では、過大な施設計画や事業期間の長期化が現実的な問題として認識され、社会情勢や地方公共団体の財政負担と住民負担のバランスを適切に反映した計画の策定が重視されている。
- 整備に要する時間を踏まえた考え方にも重点を置き、国が目標として掲げている令和8年度を目途に汚水処理施設整備人口普及率95%以上を、本町でも目標とし出来る限り早期整備概成を目指す必要がある。

★内部環境（施設、組織など）

- 下水道職員の高齢化に加え、職員増員が見込めず、執行体制の脆弱化が進行する。
- 今後到来する浄化センター、管きょ施設の改築・更新*や運営管理の観点を踏まえ、早期の概成、持続的な汚水処理システムの構築を目指す必要がある。
- 少子高齢化社会到来による人口減少に伴い、下水道使用料収入も減少することが予測されるが、そのような社会情勢であっても、公営企業*として独立採算制の原則に則り、更なる効率的・効果的な事業執行に取り組む必要がある。

以上の汚水処理事業が取り巻く環境に加え、現在の汚水処理施設整備事業の状況を鑑みて、本町の汚水処理事業が抱える課題を以下に列挙する。

- ① 現在の汚水処理施設整備構想は、公共下水道施設の整備が完了した時点での費用比較であり、整備に要する期間及びその投資規模（財源および人的資源）を考慮する必要がある。
- ② 公共下水道水洗化率が71.2%と低い。未接続の理由としては、下水道整備済み区域内で合併浄化槽設置済み・宅内工事費用の負担などの理由が想定される。
- ③ 公共下水道は、下水道法*・水質汚濁防止法*による放流水質に対する規制があり、法定基準値（＝計画放流水質）以下を順守するため、適正な維持管理（点検調査・補修・修繕・設備更新など）を実施している。一方で、個人設置型の合併浄化槽は、水質基準は存在するものの11条検査不実施に対する罰則規定がないこともあり、11条検査実施率が60.2%と低い状況である。
- ④ 単独浄化槽や汲み取りからの合併浄化槽への転換に対する助成制度を実施しているが、汚水処理施設整備人口普及率は76.6%にとどまっている。

- **今後の経営方針・投資財源計画をまとめた「経営戦略」の策定には、現在の汚水処理施設整備構想を見直し、短期的（令和8年度まで）な実効性の高い未普及解消のための整備計画＝汚水処理ビジョンを策定する必要がある。**

2. 汚水処理ビジョンの策定

2.1 検討方針

実効性の高い未普及解消のための整備計画＝汚水処理ビジョンの策定にあたり、現行の汚水処理施設整備構想（アクションプラン）から見直した検討方針は、以下のとおりである。

1. 経済比較に用いる検討条件

現行の汚水処理施設整備構想（アクションプラン）では、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月（国土交通省、農林水産省、環境省）」（以下、マニュアル）及び農業集落排水採択基準等により、集合・個別処理の接続検討（費用比較）を行った上で、下水道計画区域を設定している。一方で、汚水処理ビジョンでは、令和8年度までの整備概成のために、最適な下水道計画区域を設定し、下表のとおり、本町の置かれた現状と実績を反映するとともに、経済比較で用いる費用の最適化を図り、下水道計画区域の設定精度を向上させた。

表 2-1 下水道計画区域の最適化のための接続検討条件の見直し

項目	現行汚水処理施設整備構想（H28.3策定）	汚水処理ビジョン（R2策定）
将来行政人口	令和17年度 = 30,208 人 人口ビジョン（＝下水道全体計画人口）より設定	令和17年度 = 25,764 人（H27国勢調査反映） 社人研公表値^{※1}を考慮
経済比較で用いる費用	管きよ建設費のみ本町実績を採用（ただし、開削工法に限定）。その他建設費、維持管理費はマニュアルより設定	公共下水道の建設費、維持管理費は本町実績を採用する。特に、管きよ建設費（面整備、幹線）は、管きよ計画に基づき、埋設の深さを考慮した開削・推進工法の費用を反映し、現実的な費用を採用
検討単位区域の設定	農業集落排水事業の採択基準（概ね20戸以上）を基本に設定	集合・個別処理の分岐点（家屋間限界距離）を算定により設定

※1) 社人研公表値：「日本の地域別将来推計人口（H30（2018年）推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)

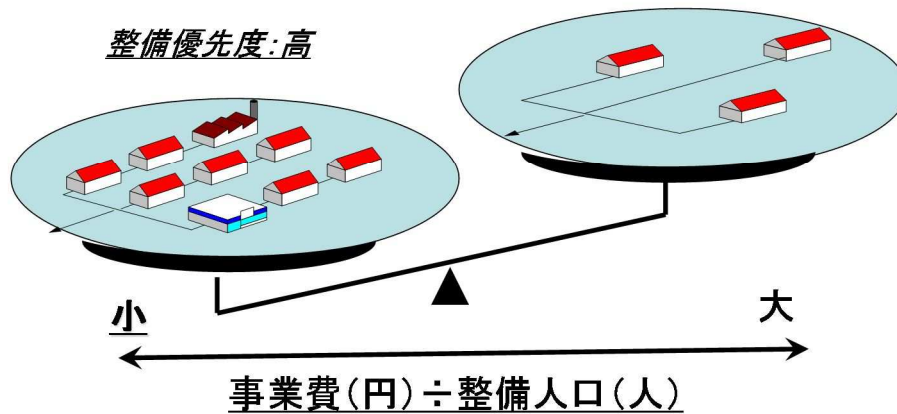
2. 合併浄化槽整備状況を考慮した経済比較

現行の汚水処理施設整備構想では、公共下水道が整備された時点での経済比較（建設費＋維持管理費）を行っていた。しかし、整備を早期に進め、町民の汚水処理サービスの受益に最大限配慮するとともに、公営企業経営を健全に保つ必要がある。

- ◆ 経営的視点にたった段階的整備計画
⇒ コスト低減 ＋ 収益面（使用料収入）に配慮
- ◆ 町民視点の汚水処理施設整備計画
⇒ 早期に整備を実現する視点

そこで、経済比較に下水道への接続の概念を反映し、整備効率の向上を図りながら、整備コストの回収（使用料収入）を最大化する接続検討を実施する。

事業効率性の一般的な判断例 ⇒整備人口当たりのコストを判断材料



経済比較に下水道への接続の概念を反映

町民の意思を考慮した場合 ⇒水洗化人口当たりのコストを判断材料

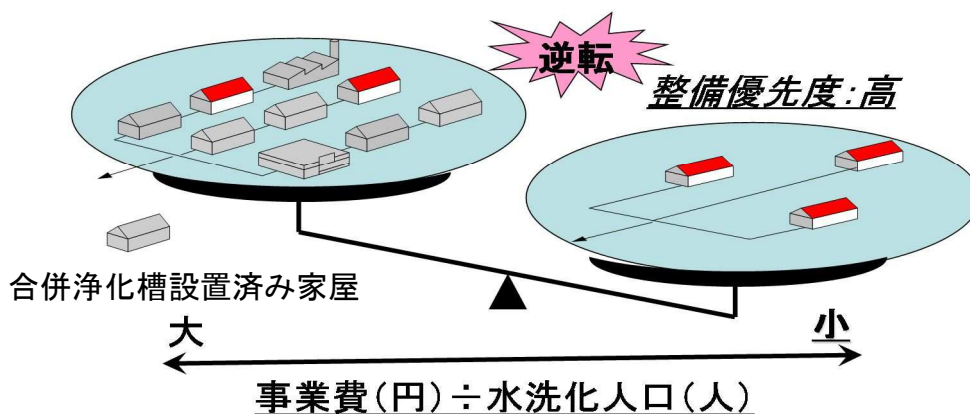


図 2-1 合併浄化槽整備状況を考慮した経済比較

【効率的整備を図るための視点】

★経営的視点

◎ 将来の財政負担軽減を目指した事業の推進

⇒ 投資コストの早期回収

- 水洗化率向上に配慮した段階的整備計画の策定

⇒ 投資コスト低減のための施設計画

- 地域特性や社会情勢に配慮した計画人口、水需要*予測
- 既存施設のパフォーマンスを最大化させる配置計画 等

★町民視点

◎ 合併浄化槽設置状況を考慮した経済比較

- 未整備区域の接続期待値を考慮

2.2 検討手順

検討手順は、見直しの方針を反映するとともに、以下の2段階の判定を経て、下水道整備区域を設定した。

【主な検討手順】

★1次判定

- 各ブロックまでの接続管は、管きょ設計諸元に基づいた流量計算*により、整備する管きょ口径*を算定する。枝線管きょ*（ブロック内）は、一律200mmとする。
- 排水系統（流下方向）は、全体計画・事業計画に基づき設定。
- 管きょ施工方法は一律開削工法*として建設費を算定。

★2次判定

◎ 管きょ検討条件

- 1次判定結果において、集合処理有利となったブロックを2次判定対象とする。
- 2次判定対象区域で再度流量計算により管きょ口径を設定する。
- 縦断図*（地下埋設物*非考慮）を作成し、開削・推進工法*の設定およびマンホールポンプ*の必要性を判定する。
- 推進工法の採用可否は、土被り*3.8m以上、河川横断(湯日川)、国県道占用とする。
- マンホールポンプ要否は、下流既設管きょに接続できない箇所とする。

◎ 接続検討条件

- 合併浄化槽設置済み家屋は、下水道管きょを整備しても接続が見込めないものとし、合併浄化槽費用を見込まず経済比較を行う。

2.3 汚水処理ビジョンの検討結果

上記の検討方針・手順に基づく汚水処理ビジョンの検討結果を表 2-2に示す。また、最終判定結果に基づく汚水処理施設整備区域図を 18 ページに示す。また、今後の汚水処理ビジョン・経営戦略に関するロードマップを表 2-3に示す。

表 2-2 汚水処理ビジョンの検討結果概要

項目	H28.3策定	今回見直し	差分	備考
計画目標年次*	令和17年度	令和17年度	-	-
吉田町行政人口 (人)	30,208	25,764	-4,444	計画目標年次時点の人口
公共下水道人口	28,900	11,722	-17,178	
個人設置型浄化槽人口	1,308	14,042	12,734	
吉田町行政面積 (ha)	2,073.0	2,073.0	0.0	
公共下水道区域	920.0	379.0	-541.0	
個人設置型浄化槽区域	1,153.0	1,694.0	541.0	
公共下水道整備期間	概ね50年	7年間 (令和8年度末)	-	-
公共下水道残事業費 (百万円)	22,882	2,029	-20,853	
処理場施設	8,036	500	-7,536	
管きよ施設	14,846	1,529	-13,317	

★管きよ整備事業費

本検討結果に基づき整備を行った場合、過年度と同規模の事業費で令和8年度までに公共下水道整備を実施できる結果となった。

- 近5年の管きよ建設実績費=210百万円/年
- 令和8年度末までの年間管きよ建設費 $1,529 \div 7 = 218$ 百万円/年

★処理場施設事業費

汚水処理ビジョンの検討結果に基づき管きよ整備を実施した場合の吉田浄化センターの流入水量予測の結果、浄化センター増設必要時期は1系改築時となるため、短期的には管きよ整備事業への投資に力点を置き、整備概成後に処理場施設、改築更新事業への投資を重点化する「投資の選択と集中」が可能となった。

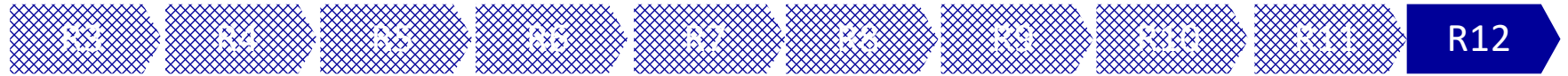
★個人設置型浄化槽事業

汚水処理ビジョンの検討結果に基づく下水道区域の縮小・個人設置型浄化槽区域の増加に伴い、合併浄化槽の設置への助成制度の強化を図り、汲み取りおよび単独浄化槽設置者からの合併浄化槽への転換を促進する。

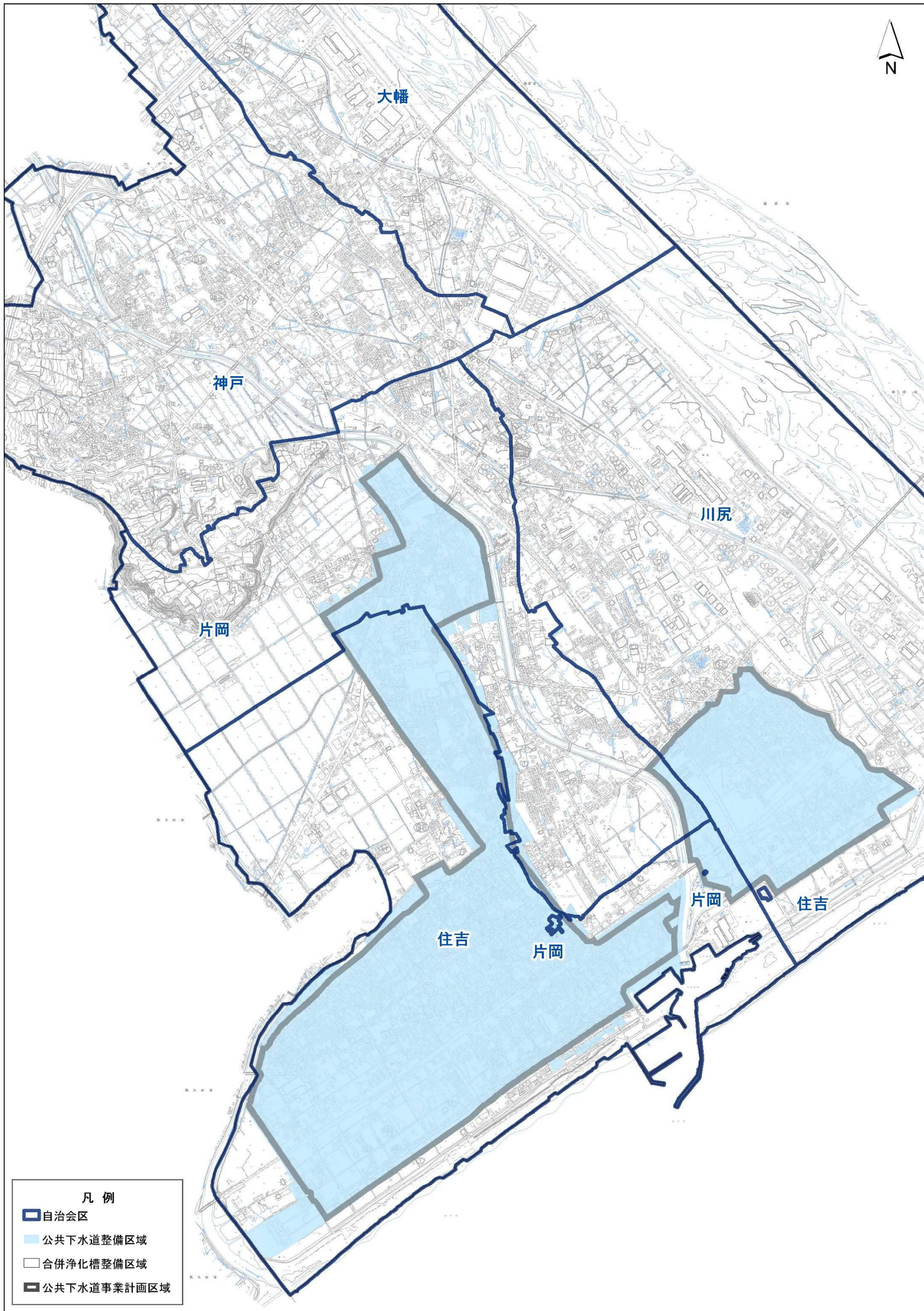
そのため、汲み取りおよび単独浄化槽設置者からの転換事業に対して適用できる国庫助成制度の活用を検討するとともに、本町の「吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱」補助額の改定、適用範囲の見直し・拡充を積極的に取り組む。

さらに、合併浄化槽の維持管理面についても、一部助成の検討や、浄化槽汚泥およびし尿の処理を行っている吉田町牧之原市広域施設組合並びに関係市町と、吉田浄化センターへの浄化槽汚泥およびし尿の投入について、可能性検討を今後実施する。

表 2-3 汚水処理ビジョン・経営戦略に関するロードマップ



計画見直し 法手続きなど	●公共下水道 全体計画見直し	●法手続き変更 ⇒下水道法 ⇒都市計画法			●経営戦略 中間見直し ●法手続き変更 ⇒下水道法 ⇒都市計画法					●経営戦略 第2期計画 見直し
公共下水道 事業	公共下水道区域内の面整備事業推進				整備完了					
個人設置型 浄化槽事業	し尿浄化槽汚泥投入検討	牧之原市・広域施設組合との協議・調整				調整がまとまれば				
	現行の補助制度の継続	新規の補助制度の運用								
経営関連	浄化槽補助金などの見直し									
	現行下水道料金体系の継続	新下水道料金運用開始								新下水道料金運用開始
	下水道使用料改定の検討	条例改定等				使用料改定検討	条例改定等			
目標	★◎ 広域化共同化計画 静岡県とりまとめ 国に提出				★◇経費回収率 ⇒80%以上	★汚水処理整備 人口普及率 ⇒95%以上				◇経費回収率 ⇒100%以上



汚水処理施設整備区域図

0 100 200 400 600 800 1,000メートル